

雇用均等・児童家庭局

子どもを産み育てやすい社会の実現

女性の活躍促進や男女がともに仕事と子育て等を両立できるような環境の整備を進めるとともに、地域の子育て支援や、児童虐待防止対策などを通じて、子どもの健やかな育ちと、安心して子育てができる環境整備を進めています。



くるとんマーク
子育て支援に積極的に取り組む企業を示すマーク

Mission

少子化の進行により、経済力の低下や社会保障の持続可能性が懸念されています。その中で、女性の活躍推進は、経済成長の観点からも重要な課題であり政府の成長戦略の中核です。

共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っている一方、妊娠・出産を機に退職する女性は未だ多く、働きながら子育てをすることができず、結果として少子化が進んでいることが考えられます。

この希望と現実の差を解消するため、すべての労働者が仕事と子育てを両立しながらその能力を十分に発揮できる環境の整備とともに、保育所や放課後児童クラブ、子育て親子の交流の拠点をはじめとする、地域の子育て支援の量的拡大と質の改善を進めていきます。

また、児童虐待の防止や、虐待を受けた子どもなどを社会的に養護する取組の充実を推進していきます。

政策紹介 1

女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

働く女性の活躍を促進するため、性別を理由とする差別や妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止し、労働者の男女間の格差を解消する企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を推進しています。

また、働きながら出産・子育てや家族の介護を行う方にとって、仕事と家庭の両立ができるかは大切な問題です。特に子育て世代の女性で就業率が低下するM字カーブの解消が重要です。仕事か家庭かの二者択一ではなく、男女が共に仕事と家庭を両立し活躍できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指しています。

さらに、パートタイム労働者など多様な働き方が拡大しています。その働き・貢献に見合った均等・均衡待遇の確保に向けた枠組みなどを整備し、労働者の能力が有効に発揮できる環境づくりを推進しています。



男性の育児参加推進ポスター

政策紹介 2

待機児童の解消に向けて

保育所の待機児童数は3年連続で減少していますが、依然として2万人を超えています（平成25年4月現在）。

平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度が本格的に実施される予定です。この新制度では、幼児期の学校教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を進めるなど、より一層子どもを育てやすい環境づ

Keyword 児童虐待への対応

児童相談所の相談対応件数は、66,701件（平成24年度）と、児童虐待防止法施行以前（平成11年度）の5.7倍となっています。また、平成23年度中の児童虐待による死亡事例は99人（うち心中が41人）と、重大な児童虐待事例が後を絶ちません。

こういった事例（心中を除く）の背景として、若年妊娠、望まない妊娠、妊婦健康診査未受診、母子健康手帳未発行、乳幼児健康診査未受診が多くみられ、死亡した子どもの年齢は、0歳が25人（43.1%）と最も多く、3歳未満では39人（67.2%）と大部分を占めることが分かっています。

そのため、育児の孤立化や不安の防止（発生予防）、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応や子どもの保護・支援、保護者支援に取り組んでいます。



児童虐待防止啓発ポスター

くりを推進していきます。

このため、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25・26年度で約20万人分、平成29年度末までに潜在的保育ニーズも含めあわせて約40万人分の保育の受け皿を確保することとし、待機児童の解消を目指しています。

さらに、「小1の壁」と言われる課題へ対応するために放課後児童クラブの充実を進めます。保育所があっても小学校に入学したら仕事を続けられないといった課題を解決し、子どもを産み育てやすい社会の実現に取り組んでいきます。



子ども・子育て支援新制度シンボルマーク

政策紹介 3

すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、育成される環境の整備

妊婦の健康を守り、またすべての子どもが心身ともに健やかに生まれるよう、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査の実施を推進しています。

そして、子どもは、生まれる家庭の経済力や環境を問わず、等しくその生活を保障され、心身ともに健やかに成長するよう守られなければなりません。

子どものいる世帯の平均年収は658万円である一方で、ひとり親家庭のうち、母子家庭の平均年収は291万円、父子家庭の平均年収は455万円です（平成23年度）。多くのひとり親が、子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱え

ているため、きめ細やかな支援が必要です。そのため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援の総合的な自立支援を行っています。

また、保護者がいない、虐待などの理由により、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親などの元で暮らす子どもは、約46,000人となっています（平成25年10月現在）。このような子どもが、可能な限り家庭的な環境と安定した人間関係の下で育つことができるよう、取組を推進しています。



妊婦さんが身につけたり交通機関、職場、飲食店等が、ポスター等として掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進する「マタニティマーク」の周知ポスター

平成25年度を振り返って

平成25年4月19日
安倍総理による「成長戦略スピーチ」において、「待機児童解消加速化プラン」発表

平成25年12月18日
社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において、「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）」がとりまとめられた。小児慢性特定疾患を抱える子どもとその家族のための、公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築等、新たな小児慢性特定疾病対策について必要な取組が示された

平成25年12月20日
消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特別給付金」の給付を実施

平成26年2月14日
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案」及び「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」の国会提出